

債権譲渡承諾依頼書

_____年 _____月 _____日

青梅市長 _____ 殿

（譲渡人）債権譲渡人 住所

商号または名称

氏名 _____

（譲受人）債権譲受人 住所

商号または名称

氏名 _____

原則、工事
請負契約書
の使用印

実印

債権譲渡人（委託者、以下「譲渡人」という。）は、青梅市（以下「市」という。）との間で締結された _____年 _____月 _____日付け契約番号第 _____号の工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）にもとづく下記譲渡対象債権を、債権譲受人（受託者、以下「譲受人」という。）に、譲渡人と譲受人との間で締結された _____年 _____月 _____日付け信託契約にもとづき信託譲渡することになりましたので、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を頂きますよう依頼します。

なお、工事請負契約上の受注者の債務は、譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される譲渡人の工事代金債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引き渡した部分に相応する請負代金額からすでに支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金および工事請負契約により発生する市の請求権にもとづく金額を控除した額の全額とします。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第49条第1項の既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金額からすでに支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金および工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権にもとづく金額を控除した額の全額とします。

(1) 工 事 件 名 _____

(2) 工 事 場 所 東京都青梅市 _____

(3) 契 約 確 定 日 _____年 _____月 _____日

(4) 工 期 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

(5) 請 負 代 金 額 金 _____円（申請日現在）

(6) 支 払 済 前 払 金 額 金 _____円

(7) 支 払 済 中 間 前 払 金 お よ び 部 分 払 額 金 _____円

(8) 債 権 譲 渡 額 金 _____円（申請日現在見込額）

（8）＝（5）－（6）－（7）

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)の金額は変更契約後の金額とします。

この場合、譲渡人および譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を市に提出します。

- 2 譲渡人は、上記工事の譲渡対象債権について、譲渡、差押え、質権の設定その他の権利の移動または設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 譲渡人および譲受人は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し、または質権を設定しその他債権の帰属および行使を害する行為は行いません。
- 4 譲渡人の下請企業等の保護に関しては、譲渡人が責任を持って行い、市には一切御迷惑をお掛けいたしません。
- 5 譲渡人および譲受人は、本債権譲渡が、譲渡人の当該工事の施工に必要な資金の調達または譲渡人の下請企業等に対する適切な支払の確保を図るものとします。
- 6 譲渡人および譲受人との間の取引に関し必要な既済部分の確認は、譲渡人および譲受人が責任を持って厳正に行います。
- 7 譲渡人および譲受人は、工事請負契約にもとづき市が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 本件債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は譲受人が行い、譲渡人は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、譲渡人は工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する譲受人の連絡先および担当者

所 属 _____
職・氏名 _____
電話番号 _____

第 号
年 月 日

(譲渡人) 殿

(譲受人) 殿

発注者 青梅市長

債権譲渡承諾書

上記の譲渡対象債権の譲渡承認依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって譲受人に対抗できる旨および下記事項について異議をとどめて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、工事請負契約にもとづく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 譲受人は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、またはこれに質権を設定しその他債権の帰属および行使を害すべきことをしてはならない。
- 2 発注者が支払う請負代金額は、発注者の検査結果のみにもとづいて決定される。
- 3 発注者は、債権譲渡後も譲渡人との協議のみにより、工期、契約金額その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合譲受人は、発注者に対して異議を申立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら譲渡人と譲受人との間において解決されなければならない。
- 4 譲渡人および譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

以上

(裏)